

## H23年度納付分の社会保険料率表

### 業種別・事業主負担分保険料率の計算方法

業 種	事業主負担の保険料率			
	小 計	+ 雇用保険上乗せ分		+ 労災保険分
① 「②, ③」以外の事業	(小 計)			+ 0.3%~8.7%(卸小売・飲食0.4%, 輸送用製造業0.65%etc)
② 農林水産・清酒製造の事業	(小 計)	+	0.100%	+ 3.2~6%(農林水産), 0.65%(清酒製造)
③ 建設の事業	(小 計)	+	0.200%	+ 0.9~10.3%

「②農林水産・清酒製造」, 「③建設事業」を除く業種の保険料率の小計

・ 4月~9月納付分

種 別	年齢 料率	40歳未満		40歳以上65歳未満		70歳まで		75歳まで	
		事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
健康保険	9.530%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%
介護保険	1.510%	—	—	0.755%	0.755%	—	—	—	—
厚生年金	16.058%	8.029%	8.029%	8.029%	8.029%	8.029%	8.029%	—	—
児童手当拠出金	0.130%	0.130%	—	0.130%	—	0.130%	—	—	—
雇用保険	1.550%	0.950%	0.600%	0.950%	0.600%	△	△	△	△
一般拠出金	0.005%	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—
<b>小計</b>	<b>28.783%</b>	<b>13.879%</b>	<b>13.394%</b>	<b>14.634%</b>	<b>14.149%</b>	<b>12.929%</b>	<b>12.794%</b>	<b>4.770%</b>	<b>4.765%</b>

・ 10月~3月納付分

種 別	年齢 料率	40歳未満		40歳以上65歳未満		70歳まで		75歳まで	
		事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人	事業主	本人
健康保険	9.530%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%	4.765%
介護保険	1.500%	—	—	0.750%	0.750%	—	—	—	—
厚生年金	16.412%	8.206%	8.206%	8.206%	8.206%	8.206%	8.206%	—	—
児童手当拠出金	0.130%	0.130%	—	0.130%	—	0.130%	—	—	—
雇用保険	1.550%	0.950%	0.600%	0.950%	0.600%	△	△	△	△
一般拠出金	0.005%	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—	0.005%	—
<b>小計</b>	<b>29.127%</b>	<b>14.056%</b>	<b>13.571%</b>	<b>14.806%</b>	<b>14.321%</b>	<b>13.106%</b>	<b>12.971%</b>	<b>4.770%</b>	<b>4.765%</b>

### 保険料の支払方法

#### 労働保険

(雇用保険)

(労災保険)

(一般拠出金)

毎年、6月1日~7月10日に、概算保険料(賃金総額の見込額×保険料率)を支払う。概算保険料20万以上なら延納可能。

同時に、前年度の確定保険料の清算も行う。労働局から送付された申告書に、金額記載し金融機関へ納付。

労災保険料は、全額事業主負担。

[\\* 労災保険料率](#)

同一事業所に65歳に達した前日から引き続き雇用されている場合は、高年齢継続被保険者。

#### 健康保険・厚生年金

(健康保険)

(厚生年金)

(介護保険料)

(児童手当拠出金)

毎月、当月給料から前月分保険料を徴収、事業主分を加えて送付されてきた「納入告知書」で月末までに金融機関で支払う。

資格取得時に標準報酬額を決定、対応する標準報酬・保険料額表の保険料を翌月末までに支払う。

定時決定は、毎年4~6月の報酬額から標準報酬月額を決め、9月~翌8月まで、支払う [\\* 標準報酬・保険料額表](#)

賞与に係る保険料額は、標準賞与額(賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額)に、保険料率を乗じた額。

健康保険の料率は県独自で、介護保険については全国一律。75歳になると後期高齢者医療に加入。

### 対象となる賃金

各種手当、通勤手当、休業手当は、対象賃金。旅費、退職金、見舞い・祝い金などは、除外。